



平成 29 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 網屋 信介  
(コード番号：9318 東証第 2 部)  
問合せ先 企画管理部 天神 雄一郎  
(TEL：03-5561-6040)

## 資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 97 回定時株主総会に、資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分について付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の目的

当社は、過年度において当期純損失を計上し、繰越利益剰余金の欠損額 1,887,941,210 円を計上するに至っております。

当社では、早期の業績回復と財務体質の健全化を推し進めるべく努力しておりますが、繰越損失の解消には相当の期間を要するものと見込まれます。

つきましては、今般、この欠損金を補填し財務体質の健全化を図るとともに、早期復配体制の実現を目的として、資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分を行うことといたしました。

具体的には、会社法第 447 条第 1 項および会社法第 448 条第 1 項に基づき、資本金の額および資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第 452 条に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の填補に充当いたします。

なお、本議案は、発行済株式総数を変更することなく、資本金および資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

また、資本金および資本準備金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額および発行済株式総数にも変動はございませんので、1 株当たりの純資産額に変更を生じるものではありません。

#### 2. 資本金の額の減少の内容

##### (1) 減少する資本金の額

会社法第 447 条第 1 項に基づき、平成 29 年 3 月 31 日現在の資本金の額 3,618,980,064 円を 49,196,467 円減少して 3,569,783,597 円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

##### (2) 資本金の額の減少が効力を発する日

平成 29 年 8 月 1 日 (予定)

#### 3. 資本準備金の額の減少の内容

##### (1) 減少する資本準備金の額

会社法第 448 条第 1 項に基づき、平成 29 年 3 月 31 日現在の資本準備金の額 1,828,980,064 円を全額減少して、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を発する日

平成 29 年 8 月 1 日 (予定)

4. 剰余金の処分の内容

会社法第 452 条に基づき、資本金および資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金 1,887,941,210 円を全額減少して、繰越利益剰余金に振り替え、欠損の填補に充當いたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 1,887,941,210 円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,887,941,210 円

5. 資本構成の推移

資本金の額および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分について所定の手続きを行った場合の、個別財務諸表における資本金、資本準備金、その他資本剰余金および繰越利益剰余金の推移は下記の通りです。

(単位：円)

	平成 29 年 3 月 31 日現在	資本金・資本準備金の額の減少		剰余金の処分	
		増減額	手続き後の額	増減額	手続き後の額
資本金	3,618,980,064	△49,196,467	3,569,783,597	0	3,569,783,597
資本準備金	1,828,980,064	△1,828,980,064	0	0	0
その他 資本剰余金	9,764,679	1,878,176,531	1,887,941,210	△1,887,941,210	0
繰越利益 剰余金	△1,887,941,210	0	△1,887,941,210	1,887,941,210	0

6. 日程 (予定)

(1) 取締役会決議日	平成 29 年 5 月 22 日
(2) 株主総会決議日	平成 29 年 6 月 29 日
(3) 債権者異議申述 公 告 日	平成 29 年 6 月 30 日
(4) 債権者異議申述 最 終 期 日	平成 29 年 7 月 31 日
(5) 効力発生日	平成 29 年 8 月 1 日

本件につきましては、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 97 回定時株主総会において、「資本金および資本剰余金の額の減少ならびに剰余金の処分の件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上